

表 題 部 (土地の表示)		調製	余 白	不動産番号	0114000325041
地図番号	余 白	筆界特定	余 白		
所 在	板橋区舟渡二丁目			余 白	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
22番87	宅地	5	53	22番67から分筆 〔平成14年9月30日〕	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	平成14年7月5日 第24603号	原因 平成14年7月5日売買 所有者 板橋区仲町18番3号 株 式 会 社 都 リ ビ ン グ 順位2番の登記を転写 平成14年9月5日受付 第30919号
2	所有権移転	平成15年10月29日 第36989号	原因 平成15年10月29日売買 所有者 埼玉県戸田市下戸田二丁目12番20 -401号 佐 久 間 彰 彦
付記1号	2番登記名義人表示変更	平成16年3月5日 第6678号	原因 平成16年3月2日住所移転 住所 板橋区舟渡二丁目10番14号
3	所有権移転	令和7年6月26日 第24010号	原因 令和7年6月26日売買 所有者 東京都板橋区赤塚五丁目5番5号 株 式 会 社 ス マ イ ル エ コ 会社法人等番号 0114-01-0112 95

権 利 部 (乙 区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1 5 7	根抵当権設定	昭和52年7月1日 第34030号	原因 昭和52年6月30日設定 極度額 金3,000万円 債権の範囲 相互銀行取引 手形債権 小切手債権 債務者 板橋区舟渡二丁目10番14号 三 洋 印 刷 株 式 会 社 根抵当権者 東京都千代田区神田神保町二丁目 21番地1 株 式 会 社 太 平 洋 銀 行 (取扱店 赤羽北支店) 共同担保 目録(イ)第6910号 順位1番の登記を転写 平成14年9月5日受付 第30919号
付記1号	1番根抵当権変更	平成8年9月17日 第34172号	原因 平成8年9月17日変更 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、
登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K77158 (3 / 5)

1 / 7

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
			順位1番付記2号の登記を転写 平成14年9月5日受付 第30919号
付記2号	1番根抵当権移転	平成8年9月17日 第34173号	原因 平成8年9月17日譲渡 根抵当権者 千代田区神田神保町二丁目21番地1 株式会社わかしお銀行 (取扱店 赤羽北支店) 順位1番付記3号の登記を転写 平成14年9月5日受付 第30919号
付記3号	1番根抵当権変更	平成8年9月17日 第34174号	原因 平成8年9月17日変更 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 平成8年9月17日営業譲渡(譲渡人 株式会社太平洋銀行)にかかる債権 順位1番付記4号の登記を転写 平成14年9月5日受付 第30919号
2 5 7	根抵当権設定	昭和53年12月4日 第68778号	原因 昭和53年11月30日設定 極度額 金1,000万円 債権の範囲 相互銀行取引 手形債権 小切手債権 債務者 板橋区舟渡二丁目10番14号 三洋印刷株式会社 根抵当権者 東京都千代田区神田神保町二丁目21番地1 株式会社太平洋銀行 (取扱店 赤羽北支店) 共同担保 目録(ハ)第2701号 順位2番の登記を転写 平成14年9月5日受付 第30919号
付記1号	2番根抵当権変更	平成8年9月17日 第34176号	原因 平成8年9月17日変更 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 順位2番付記2号の登記を転写 平成14年9月5日受付 第30919号
付記2号	2番根抵当権移転	平成8年9月17日 第34177号	原因 平成8年9月17日譲渡 根抵当権者 千代田区神田神保町二丁目21番地1 株式会社わかしお銀行 (取扱店 赤羽北支店) 順位2番付記3号の登記を転写 平成14年9月5日受付 第30919号
付記3号	2番根抵当権変更	平成8年9月17日 第34178号	原因 平成8年9月17日変更 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 平成8年9月17日営業譲渡(譲渡人 株式会社太平洋銀行)にかかる債権 順位2番付記4号の登記を転写 平成14年9月5日受付

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K77158 (3/5)

2/7

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
			第30919号
3 5 7	根抵当権設定	昭和57年7月20日 第31187号	原因 昭和57年7月16日設定 極度額 金2,000万円 債権の範囲 相互銀行取引 手形債権 小切手債権 債務者 板橋区舟渡二丁目10番14号 三洋印刷株式会社 根抵当権者 東京都千代田区神田神保町二丁目21番地1 株式会社太平洋銀行 (取扱店 赤羽北支店) 共同担保 目録(め)第4931号 順位3番の登記を転写 平成14年9月5日受付 第30919号
付記1号	3番根抵当権変更	昭和58年10月26日 第40522号	原因 昭和58年10月25日変更 極度額 金4,000万円 順位3番付記1号の登記を転写 平成14年9月5日受付 第30919号
付記2号	3番根抵当権変更	平成8年9月17日 第34180号	原因 平成8年9月17日変更 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 順位3番付記3号の登記を転写 平成14年9月5日受付 第30919号
付記3号	3番根抵当権移転	平成8年9月17日 第34181号	原因 平成8年9月17日譲渡 根抵当権者 千代田区神田神保町二丁目21番地1 株式会社わかしお銀行 (取扱店 赤羽北支店) 順位3番付記4号の登記を転写 平成14年9月5日受付 第30919号
付記4号	3番根抵当権変更	平成8年9月17日 第34182号	原因 平成8年9月17日変更 債権の範囲 平成8年9月17日営業譲渡(譲渡人 株式会社太平洋銀行)にかかる債権 銀行取引 手形債権 小切手債権 順位3番付記5号の登記を転写 平成14年9月5日受付 第30919号
4 5	抵当権設定	昭和61年5月28日 第20788号	原因 昭和61年5月26日金銭消費貸借同日設定 債権額 金7,000万円 弁済期 (昭和62年から昭和76年までの間) 毎年7月20日に 昭和62年は金250万円 昭和63年から同64年までは各金300万円 昭和65年から同66年までは各金350万円

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K77158 (3/5)

3/7

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
			昭和67年から同68年までは各金400万円 昭和69年から同70年までは各金450万円 昭和71年から同72年までは各金550万円 昭和73年から同74年までは各金600万円 昭和75年は金700万円 昭和76年は金750万円 利息 年7・1% 利息支払時期 毎年1月20日及び7月20日の年2回、各々6ヶ月分を一括後払い 但し初回利息は、日割計算のうえ、昭和61年7月20日 元本利息の支払場所 東京都千代田区神田神保町二丁目21番地1 株式会社第一相互銀行 損害金 年18% (年365日日割計算) 特約 抵当証券を発行することができる 債務者 板橋区舟渡二丁目10番14号 三洋印刷株式会社 抵当権者 中央区日本橋室町四丁目3番18号 日本抵当証券株式会社 共同担保 目録(4)第2475号 順位4番の登記を転写 平成14年9月5日受付 第30919号
付記1号	4番抵当権変更	昭和61年5月28日 第20789号	原因 昭和61年5月26日債権分割 分割後の債権 金250万円 1口 金300万円 2口 金350万円 2口 金400万円 2口 金450万円 2口 金550万円 2口 金600万円 2口 金700万円 1口 金750万円 1口 順位4番付記1号の登記を転写 平成14年9月5日受付 第30919号
付記2号	4番抵当権につき昭和61年7月2日第187号ないし第201号抵当証券交付	余白	昭和61年7月2日付記 順位4番付記2号の登記を転写 平成14年9月5日受付 第30919号
付記3号	4番抵当権変更	平成6年5月17日 第16622号	原因 平成6年1月20日変更 弁済期 昭和62年7月20日金250万円 昭和63年7月20日金300万円 平成1年7月20日金300万円 平成2年7月20日金350万円 平成3年7月20日金350万円 平成4年7月20日金400万円 平成5年7月20日金400万円 平成8年7月20日金450万円 平成10年7月20日金450万円

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
			<u>平成12年7月20日金550万円</u> <u>平成14年7月20日金550万円</u> <u>平成16年7月20日金600万円</u> <u>平成18年7月20日金600万円</u> <u>平成20年7月20日金700万円</u> <u>平成22年7月20日金750万円</u> (但し、利息等債務の履行を遅滞したとき、 期限の利益を喪失する) <u>順位4番付記4号の登記を転写</u> <u>平成14年9月5日受付</u> <u>第30919号</u>
5	1番、2番、3番、4番順位変更	昭和61年6月7日 第22583号	原因 昭和61年6月7日合意 第1 4番抵当権 第2 1番根抵当権 第3 2番根抵当権 第4 3番根抵当権 <u>順位5番の登記を転写</u> <u>平成14年9月5日受付</u> <u>第30919号</u>
<u>6</u> <u>7</u>	抵当権設定	昭和62年10月30日 第53322号	原因 昭和62年10月29日金銭消費貸借同 日設定 債権額 金4,000万円 弁済期 昭和64年1月20日金150万円 <u>昭和65年1月20日金150万円</u> <u>昭和66年1月20日金200万円</u> <u>昭和67年1月20日金200万円</u> <u>昭和68年1月20日金200万円</u> <u>昭和69年1月20日金250万円</u> <u>昭和70年1月20日金250万円</u> <u>昭和71年1月20日金250万円</u> <u>昭和72年1月20日金250万円</u> <u>昭和73年1月20日金300万円</u> <u>昭和74年1月20日金300万円</u> <u>昭和75年1月20日金350万円</u> <u>昭和76年1月20日金350万円</u> <u>昭和77年1月20日金400万円</u> <u>昭和78年1月20日金400万円</u> 利息 年6・2% 利息支払期 毎年1月20日及び7月20日の 年2回各々6か月分を一括後払い ただし、初回利息は日割計算(年365日) のうえ、昭和63年1月20日に支払い 元本利息の支払場所 千代田区神田神保町二丁 目21番地1 <u>株式会社第一相互銀行</u> 損害金 年18% (年365日日割計算) 特約 抵当証券を発行することができる 債務者 板橋区舟渡二丁目10番14号 <u>三洋印刷株式会社</u> 抵当権者 中央区日本橋室町四丁目3番18号 <u>日本抵当証券株式会社</u> 共同担保 目録(ウ)第7574号 <u>順位6番の登記を転写</u> <u>平成14年9月5日受付</u> <u>第30919号</u>

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、
 登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K77158 (3/5)

5/7

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
付記1号	6番抵当権変更	昭和62年10月30日 第53323号	原因 昭和62年10月29日債権分割 分割後の債権 金150万円 2口 金200万円 3口 金250万円 4口 金300万円 2口 金350万円 2口 金400万円 2口 順位6番付記1号の登記を転写 平成14年9月5日受付 第30919号
付記2号	6番抵当権につき昭和63年1月21日第787号ないし第801号抵当証券交付	余白	昭和63年1月21日付記 順位6番付記2号の登記を転写 平成14年9月5日受付 第30919号
付記3号	6番抵当権変更	平成6年5月17日 第16623号	原因 平成6年1月20日変更 弁済期 平成1年1月20日金150万円 平成2年1月20日金150万円 平成3年1月20日金200万円 平成4年1月20日金200万円 平成5年1月20日金200万円 平成9年1月20日金250万円 平成11年1月20日金250万円 平成13年1月20日金250万円 平成15年1月20日金250万円 平成17年1月20日金300万円 平成19年1月20日金300万円 平成21年1月20日金350万円 平成23年1月20日金350万円 平成24年1月20日金400万円 平成26年1月20日金400万円 (但し、利息等債務の履行を遅滞したとき、 期限の利益を喪失する) 順位6番付記3号の登記を転写 平成14年9月5日受付 第30919号
7	1番、2番、3番、6番順位変更	昭和62年11月26日 第57832号	原因 昭和62年11月26日合意 第1 6番抵当権 第2 1番根抵当権 第3 2番根抵当権 第4 3番根抵当権 順位7番の登記を転写 平成14年9月5日受付 第30919号
8	6番抵当権抹消	平成14年12月17日 第42796号	原因 平成14年12月17日弁済
9	4番抵当権抹消	平成14年12月17日 第42797号	原因 平成14年12月17日弁済
10	1番、2番、3番根抵当権抹消	平成14年12月17日 第42798号	原因 平成14年12月17日解除
11	抵当権設定	平成14年12月17日 第42799号	原因 平成14年12月17日金銭消費貸借同日設定

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K77158 (3/5)

6/7

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
			債権額 金5,500万円 利息 年14・6% (年365日の日割計算) 損害金 年21・9% (年365日の日割計算) 債務者 板橋区仲町18番3号 株式会社都リビング 抵当権者 埼玉県新座市大和田一丁目3番22号 新生商事株式会社 共同担保 目録(め)第9259号
12	11番抵当権抹消	平成15年10月29日 第36988号	原因 平成15年10月29日解除
13	抵当権設定	平成15年10月29日 第36992号	原因 平成15年10月1日保証委託契約に基づく求償債権平成15年10月29日設定 債権額 金3,700万円 損害金 年14% (年365日日割計算) 債務者 埼玉県戸田市下戸田二丁目12番20-401号 佐久間彰彦 抵当権者 さいたま市浦和区常盤十丁目13番10号 あさひ銀保証株式会社 共同担保 目録(も)第1949号
付記1号	13番抵当権変更	平成16年3月5日 第6679号	原因 平成16年3月2日住所移転 債務者の住所 板橋区舟渡二丁目10番14号
14	13番抵当権抹消	令和7年6月26日 第24009号	原因 令和7年6月26日解除
15	根抵当権設定	令和7年6月26日 第24013号	原因 令和7年6月26日設定 極度額 金4,080万円 債権の範囲 信用金庫取引 手形債権 小切手 債権 電子記録債権 債務者 東京都板橋区赤塚五丁目5番5号 株式会社スマイルエコ 根抵当権者 東京都新宿区新宿四丁目3番20号 西京信用金庫 共同担保 目録(め)第7777号



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

(東京法務局板橋出張所管轄)

令和7年7月24日

東京法務局新宿出張所

登記官

嶋田明彦

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K77158 (3/5)

7/7

